

意見公募結果

- ・意見公募期間：令和5年12月21日～令和6年1月9日
- ・提出された意見数：8名から9件

No	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	制度全般	食品衛生法の改正後一定の時間が経過した事や高知県の状況等から、高知県食品総合衛生管理認証制度としては役割を終えたことは理解した。実際どのような成果があったのか、またどのような点が不十分もしくは問題があったのか等、取りまとめをされているか。	制度の成果及び課題としては、以下の点が挙げられます。 【成果】①制度開始からの8年間で200社以上を認証し、県内の食品製造施設の衛生管理体制の基盤整備に繋がった②法で制度化される以前からHACCP手法の認知が広がった。③認証取得希望事業者と保健所の繋がりが強化され、事業者に応じた個別支援の機会となった。④特に外商に取り組む製造業者に関しては取組の高度化が図られ、外商や輸出の一助となった。 【課題】制度に関する研修会・説明会等に参加していない事業者への対応
2	制度全般	国の法制度の改正なので、仕方のないことだと思う。高知県はそれに先駆けて認証制度を制定し、様々な指導のおかげで国の制度にもソフトランディングできるのではと、感謝している。 県の認証制度と法制度の違いや移行について、具体的にやらなければならないことをマニュアル化して指導いただけると、事業者は県の指導に沿ってやっていて良かったと思えるのではないか。	県版HACCPの認証基準は食品衛生法で求められる内容を網羅しているため、現在認証を受けている衛生管理について継続して実施いただき、定期的な見直しを行っていただくことで、食品衛生法への対応が可能です。ただし、令和2年度までの認証基準では不足する部分があるため、国の業種別手引書等を活用した追加の取組が必要となる場合があります。
3	制度全般	終了の理由として①水準が向上した事②認証取得が広まった事となっているが、認証がなくなる事で維持がおろそかになったり、解釈を誤ったりする事はないか。高知県のレベルの維持の為に、なくなってしまってよい物だろうか考える。 他社との差別化を図るなかで国際認証等を考えたとしても、莫大な費用を出せる企業が高知にどれくらいあるか。お金のいる企業のみが認証を受けられるのは公平でない。	各施設にて食品衛生法に基づきHACCPに沿った衛生管理を実施することで、高知県内の事業者の衛生管理のレベルは維持・向上されると考えています。また、各保健所においても、施設での取組の実行・定着に向けての助言・指導等を強化してまいります。 なお、県の認証制度としては受付を終了しますが、外商や輸出に関しては産業振興推進部が引き続き支援することとしております。
4	制度全般	何か代わりになるものを作ってもらいたい。現状、弊社は製造許可が不要な届出業種のため、公的機関からなんらかの認証を受けているという対外的な証書のようなものがあれば助かる。	県独自の認証制度の廃止後は、食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理を基本として、取引先等の要求に応じた衛生管理の実施や、民間認証の取得等をご検討いただきたいと考えております。

5	制度全般	<p>これまで県からのサポートも得て先日高知県版HACCP第〇ステージ認証を取得した。取得できなかったら補助金を返還という制度はどうかとも思ったが、弊社としては必要性は感じており、また少し自社の内容に沿わないところもあったとは思うが必要な制度だと思う。基本の衛生管理に対し、製造工程を改善していく作業ができ良かった。</p> <p>ただ今後の人手不足等の関係で働く人の流動があることを考慮していくと、責任者が退職したときにどうするか等難しい点も生じ、HACCPをどう維持していくか等の課題は多い。その対処法として現状の制度を別のカタチでも維持していただければ助かる。</p>	<p>今後は食品衛生法に基づき、事業者の状況に応じ、HACCPに沿った衛生管理の実施・定着のための助言・指導を行ってまいります。既に認証を取得されている施設においては、取組の継続実施と定期的な検査・改善により、さらに貴社に応じた衛生管理体制の構築に繋げていただきたいと思います。</p> <p>県独自の認証制度は令和6年3月末日をもって受付を終了しますが、現在認証を取得している事業者においては、一定の手続をしていただければ、令和11年3月末日まで認証期間を延長することが可能です。</p> <p>なお、外商や輸出に関する支援に関しては産業振興推進部が引き続き担うこととしております。</p>
6	制度全般	<p>今後の取組についての指導や支援をしていただきたい。県内企業の海外販売においてはHACCPは有利となると思う。グローバル化の事業で、日本酒や農産物の加工品など海外に売り込んでいるかと思いますが、味も大事ですが衛生面も今後重要になるかと思う。</p> <p>一方、零細企業でのHACCPの対応では、設備導入で負担が大きいと思われる。朝市等での販売のみ行っている方等には、機械設備の必要でない方法などあればと考える。</p>	<p>今後も食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理を含めた監視指導・助言等を行ってまいります。</p> <p>なお、HACCPに沿った衛生管理で求めているのは工程管理（＝ソフトの基準）であり、施設設備等ハードの整備を求めるものではありません。</p>
7	制度全般	<p>大手メーカー・ベンダーの品質管理担当部門の方から、高知県版HACCPは高く評価されていた。地産外商を目指す事業者の衛生管理レベルが全国平均以上にまでなったことは大きな成果だと思う。これまでは、高知県版HACCPを申請する事業者は、薬務衛生課のサポートで衛生管理計画ができていた状態だったが、今後はどの部署がこれまでのような手厚いサポートを行うのか心配。</p> <p>また、地産外商を目指していない小規模事業者が、直販所や道の駅に出品されている加工食品を見ると、アレルギー表示の欠落や通常ではあり得ない消費期限の設定をしている場合がある。製品説明書や工程管理表を作成すればこのような事はないと思うため、ハサップ手法を取り入れた衛生管理については、指導にもっと力を入れてもらいたい。</p> <p>これからも高知県が存続発展するためには、地産外商や直販所の活性化は不可欠である。大きな事故が起これば、高知県全体のイメージダウンになることがないようお願いしたい。</p>	<p>これまでも各保健所において食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理を含めた監視指導・助言等を行ってきましたが、今後さらに監視指導や講習会等の取組を強化し、県内の多くの食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施・継続できるよう取り組んでまいります。</p>
8	制度全般	<p>他の地方自治体のHACCP認証も廃止の方向にあり、高知県としても当然の体制修正かと思う。昨年、コロナ禍が明け、これまでにない一時的な需要のもとで、食品衛生や製造のトラブルが発生している。末端の製造者の力不足が原因かと思うが、まだまだ末端の食品製造に対する危機感が乏しい現状。今後は、以前と同様に、薬務衛生課（食品衛生行政）での監視体制が主な対応になるかと思うが、教育についても、何らかの方法でご対応いただきたい。</p>	

9 第12条	"認証されたHACCPに沿った衛生管理方法の変更（軽微な変更を除く）"の扱いが、変更届から廃止届に変わる事について、認証された衛生管理方法と同等の衛生管理方法と認められる場合は変更として認められると思われるが、これを廃止としたのはなぜか。	変更の程度に応じ、認証を維持できる場合と、廃止の対象となる場合があります。 申請受付の終了後（令和6年4月以降）は、新たな審査を行わないことから、審査が必要な変更内容については、廃止届で対応する整理としました。 審査の必要性の低い軽微な変更（例：使用機械を同様の目的・機能のものに変更する等）については、認証を維持できることとしています。（変更届は不要）
--------	---	---